

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	気候変動枠組条約（京都議定書）拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	125,369千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：気候変動枠組条約（UNFCCC）は、地球温暖化問題に対処するため、温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施や途上国の取組に対する支援等を定めており、1992年5月に採択された。日本は、同年6月、UNFCCCに署名し、1994年5月に締結した。また、京都議定書は、UNFCCCの究極目標である大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に資するため、締約国に対し温室効果ガスを一定数値削減することを義務付けている。1997年12月のUNFCCC第3回締約国会議（COP3）で採択され、2005年2月に発効した。2018年5月時点での締約国は191か国。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出金は、京都議定書の履行に関するUNFCCC事務局の運営・活動経費に充てられる。これにより、京都議定書の円滑な履行に資することを旨とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNFCCC事務局は、UNFCCC第8条の規定に基づき、世界的な気候変動対策を支援している。具体的には、毎年のUNFCCC締約国会議（COP）・京都議定書締約国会合（CMP）や年2回の補助機関会合（SBSTA及びSBI）の準備・運営、締約国から提出される温室効果ガスインベントリや政策・措置の詳細等の情報のとりまとめ、関係国際団体（例えば気候変動に関する政府間パネル（IPCC））との調整、そのほか温室効果ガス削減のためのデータ分析・気候資金・適応分野・技術メカニズムに関する業務などを行い、締約国間での合意形成や、各国における政策等の策定に貢献している。</li> <li>・近年では、2020年以降の京都議定書の後継となるパリ協定が2015年12月に採択され、翌2016年11月に発効した。同協定は、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス排出削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みであり、2018年12月のCOP24での実施指針採択に向けた交渉が進められている。</li> <li>・UNFCCC事務局は京都議定書採択前から20年以上にわたり気候変動関連の諸会合を準備・運営し、また各国からの情報を集約してきており、会合開催に係るノウハウや交渉で取り扱われる気候変動問題の実質部分に関する情報を蓄積している。同事務局は、締約国が交渉を行うための場の運営の準備だけでなく、その内容に関する知見を中立・客観的な立場から提供しており、気候変動対策に関する国際的な基準・規則作りを行う基盤確保のためにも、また、国際的な気候変動対策を今後も効率的かつ着実に進めるためにもUNFCCC事務局は不可欠。</li> <li>・UNFCCC事務局は、上記各種情報集約、データ分析等の成果を、締約国と共有するとともに、ホームページやSNS等を通じて広く発信している。また、会合の多くにメディアを受け入れ、気候変動対策に関する時宜に合った情報の発信を促すなど、その活動を内外に周知している。京都議定書の約束期間は2020年に終了し、パリ協定に引き継がれることになるが、京都議定書の義務が各国において適切に履行され、UNFCCC事務局に議定書運用の知見・データが蓄積されることは、2020年以降のパリ協定の着実な実施にとっても重要である。</li> <li>・また、CMPにおける議論は、2020年以降の新しい国際枠組みであるパリ協定とも関係する部分（クリーン開発メカニズム（CDM）や適応基金等）があるため、COPやSBIにおいて交渉中のパリ協定の実実施指針の議論を予断しないよう、事務局・締約国が連携し、議論の整合性を確保することも重要。2017年11月のCMP13において、COPやSBIでのパリ協定の実実施指針交渉への影響等にも配慮した形で、適切に議論が行われたことは、UNFCCC事務局の貢献の1つである。</li> </ul> <p>日本は、COP等の会議の場のほか、UNFCCC事務局との会談等を通じて積極的に働きかけを行い、気候変動に関する実効的な国際ルールが効率的かつ着実に策定・実施されるよう努めている。上述のパリ協定には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及</li> <li>イ 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受けること</li> <li>ウ 二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用</li> <li>エ 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施</li> <li>オ 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること</li> <li>カ 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み</li> </ul>						

	等が含まれており、上記イ、ウ及びオは日本の提案が取り入れられたもの。						
2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（BOA）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：下記に記載</li> <li>・内部監査 対象年度：2014年～2015年、報告・提出月：2016年5月、結果及び対応：資金の効果的な管理を合理的に保障するには一部改善が必要と評価され、2016年12月31日までに改善した（内部監査は2年に一度実施される）。</li> <li>・財政状況の報告・報告・提出月：2017年6月（2016年度）（2017年度の報告書は2018年6月末頃に公表される予定）</li> <li>・監査報告の結果：繰越金の書き方に誤りがある等の軽微な指摘があるものの、財務諸表は公正であるとの評価を受けている。</li> </ul>						
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パリ協定には、先進国と途上国が共に気候変動対策に取り組むことを義務づけるといった考え方や、日本が独自の取組として進めていた二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用が盛り込まれる等、日本の主張や提案が取り入れられている。また、中立・客観的立場を有する同事務局の活動を通じて、気候変動問題について国際ルールが着実に実施され、実効的な対策が講じられることは、日本の外交目的に合致している。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</li> <li>・2017年11月に開催されたCOP23では、日本は、議長国であるフィジーをサポートしつつ、パリ協定の実施指針に関する議論において2020年以降の温室効果ガス削減目標（NDC）、透明性枠組、市場メカニズムなどに関する技術的な提案を行い、日本の立場は議題ごとに取りまとめられた成果文書（非公式ノート）に反映された。</li> <li>・気候変動は世界的に取り組むべき課題であり、日本のみまたは二国間ではなく、UNFCCCの下で国際的な基準・規則づくりを行う必要がある。</li> <li>・2017年に開催されたCOP23においては、中川環境大臣とエスピノサUNFCCC事務局長が会談を行い、日本のイニシアティブや日本及び日本人職員の貢献等について意見交換をした。</li> <li>・日本は、COP・SBSTA・SBIなどにおいてNGO参加の重要性を訴えており、UNFCCC事務局も非政府主体の参加・行動の強化に努めている。</li> </ul>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	191	233	9	0	3.9%	9	0
	その他特記事項： <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月に東京、同年7月に大阪において、キャリア・セミナー等を開催し、UNFCCC事務局日本人職員から同事務局の取組や職員になるための準備等について説明した。これらのセミナーには、合わせて60名以上が参加した。そのほか、ホームページやSNSを活用し、空席情報等の発信に積極的に取り組んでいる。</li> </ul>						
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	奇数年の5月頃に開催されるSBI会合に先立ちUNFCCC事務局より次2か年の予算案が提示され、各締約国は事前に精査の上、会合において事務局から説明を受け、減額等の交渉を行う。予算の承認は、同年11月頃に開催されるCOPにおいて行われる。					
	DO	毎年6月頃及び12月頃、日本から拠出金が支払われ、COP・SBSTA・SBIの開催等、UNFCCC事務局の活動が行われる。					
	CHECK	UNFCCC事務局は年に2回開催されるSBIにおいて予算の執行状況を報告する。また、国連内部監査部（OIOS）による内部監査が2年ごとに、BOAによる外部監査が毎年行われている。					
	ACT	COP・SBSTA・SBI等の機会を通じて業務改善に努め、ゼロ成長案を目指すようUNFCCC事務局に働きかけている。					
	・日本からの拠出金は、用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金を特定することはできない。						
担当課室名	気候変動課						